

2022年10月17日

未利用口座管理手数料の新設について

株式会社筑邦銀行（頭取：佐藤清一郎）は、長期間ご利用のない預金口座（以下「未利用口座」）の不正利用防止を目的に、2022年12月1日（木）より「未利用口座管理手数料」を新設し、預金規定を改定しますのでお知らせいたします。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の概要

新設日	2022年12月1日（木）
対象となる口座	普通預金口座（総合口座・決済用普通預金口座・Web口座を含む）および貯蓄預金口座で、最後のお取引（入出金）から2年以上お取引がなく、預金残高が10,000円未満の口座。 ※当該口座の利息入金および本手数料の引落しは、お取引には含みません。 ※2022年11月30日（水）以前に開設された口座を含みます。 ただし、同一店で以下のお取引がある場合は、対象となりません。 ・定期性預金の残高がある場合 ・外貨預金、投資信託、債券の残高がある場合 ・お借入れ（カードローンを含む）がある場合
対象口座に対する取扱い	・お客さまの預金口座が未利用口座の対象となった場合、事前にお届けのご住所に文書でご案内いたします。 ・ご案内後、一定期間（約3か月）を経過してもお取引（入出金）がない場合は、当該口座より本手数料を引落しいたします。
手数料金額	年間1,320円（税込）
初回手数料引落日	2025年4月を予定しております。
自動解約	当該口座の残高が本手数料に満たない場合は、残高全額を本手数料の一部として引落しを行い、口座を自動的に解約いたします。

※本手数料は未利用口座を対象といたしますので、日頃より入出金や口座振替等のお取引をいただいている口座は対象となりません。

2. 改定する預金規定

預金規定	改定日
普通預金規定	2022年12月1日(木)
総合口座取引規定	
貯蓄預金規定	
Web口座規定	

改定内容

以下の条項を新設いたします。

【未利用口座管理手数料】

- (1) 当行が別途定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻しがない場合には、この預金口座を未利用口座とし(ただし、未利用口座の対象外として当行が別途定める要件に該当する場合を除きます。)、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (2) 当行は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとしします。
- (3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとしします。
- (4) 当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については返却いたしません。
- (5) 解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

以 上

《本件に関するお問合せ先》
筑邦銀行 事務システムグループ
TEL 0942-32-5407
受付 9:00 ~ 17:00
※銀行休業日を除く